

2018年 社労士試験 対策用 レジюме

(2017年12月14日)

健康保険法の高額療養費 法改正

70歳以上の者に係る高額療養費の算定

○個人単位の外来療養のみの場合
(改正前)

所得区分	高額療養費算定基準額
一定以上所得者	44,000円
一般	12,000円
低所得者	8,000円



(改正後)

所得区分	高額療養費算定基準額
一定以上所得者	57,600円
一般	14,000円 (年間の上限: <u>144,000円</u>)
低所得者	8,000円

年間の一部負担金の合計が、144,000円を超えた場合、超えた額が高額療養費として支給されます。つまり拡大されたことになります。

○世帯単位及び入院療養の場合…一般のみ改正
(改正前)

所得区分	高額療養費算定基準額
一定以上所得者	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 100分の
一般	44,400円
低所得者	24,600円
低所得者	15,000円



(改正後)

所得区分	高額療養費算定基準額
一定以上所得者	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 100分の
一般	57,600円
低所得者	24,600円
低所得者	15,000円

(平成 29 年 問 3 - D)

【問題】

被保険者の標準報酬月額が 260,000 円で被保険者及びその被扶養者がともに 72 歳の場
合、同一の月に、被保険者が A 病院で受けた外来療養による一部負担金が 20,000 円、被
扶養者が B 病院で受けた外来療養による一部負担金が 10,000 円であるとき、被保険者及
び被扶養者の外来療養に係る高額療養費は 18,000 円となる。

(解答) 誤り 法改正により、参考問題になります。

被保険者の標準報酬月額が 26 万円ということで、一般の所得区分になります。

平成 29 年 8 月の本試験の当時は、高額療養費算定基準額は、12,000 円
一部負担金 20,000 円 (被保険者) + 10,000 円 (被扶養者) = 30,000 円
30,000 円 - 12,000 円 = 18,000 円 での正誤の問題です。

被扶養者の外来 10,000 円は、高額療養費算定基準額を超えているので算定に含めずに、
当時の正解は、20,000 円 - 12,000 円 = 8,000 円が、高額療養費になります。

(法改正 平成 29 年 8 月 ~ 70 歳以上の高額療養費算定基準額が変更)
⇒70 歳以上・外来・一般の高額療養費算定基準額は、12,000 円⇒14,000 円に変更

被保険者 (72 歳)	被扶養者 (72 歳)
20,000 円 (一部負担金)	10,000 円 (一部負担金)
20,000 円 - <u>14,000 円</u> = 6,000 円	10,000 円 - 14,000 円 = 0

高額療養費は、6,000 円になります。

併せて、年間の上限が 144,000 円 (前年 8 月 1 日 ~ 7 月 31 日) を超えた一部負担金が高額
療養費として支給されます。(個人単位のみ)